

令和 7 年度事業計画書

- 1 事業年度の期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
- 2 事業年度の期首における社員の予定数 1 5 6 人 (7.4.1)
- 3 当期中に入会が予定される社員の数 2 人
- 4 当期中に官庁、公署等からの依頼を予定する登記嘱託件数 1, 0 0 0 件
- 5 当期中に官庁、公署等からの依頼を受けるについて受け取りが
予定される委託料
1 件当たり平均 金 1 3, 0 0 0 円

令和7年度事業計画推進方針

「司法書士及び司法書士法人の専門的能力を結合して、官公署等による不動産の権利に関する登記（公共嘱託登記）の嘱託又は申請手続きの適正かつ迅速な処理に寄与することにより、登記所における不動産の権利に関する登記手続きの円滑な実施に資し、もって不動産に関する国民の権利の保護を図る」ため、事業受託体制及び相談受入体制の充実並びに業務執行体制を整備しつつ、以下のとおり事業を推進する。

1 事業受託体制

- (1) 法務局が行う長期相続登記等未了土地解消作業に係る相続調査への協力体制を継続して維持し、旧民法等関係法令の精通に向けた施策を積極的に実施する。
- (2) 県及び市町村が進める所有者不明土地や空き家対策事業へ積極的に関与するとともに実効性のある成果を実現するための受託体制を確立する。
- (3) 相続調査や相続財産清算人業務をはじめとする財産管理・清算制度を活用した、より専門性が求められる業務処理スキームの検討と、市町村訪問によって受託可能業務の周知を図り、相談受入と契約締結に向けた積極的な活動を展開する。
- (4) 国交省が行う入札への参加とより合理的な受託体制の改善を図るとともに、入札参加資格申請への対応につき検討を行う。
- (5) 土地調査士協会との連携を密にし、嘱託登記事務研修会等の共同事業を通じた啓発活動を推進する。

2 相談受入体制

- (1) 複雑な相続人確定や財産管理・清算制度に関わる事前相談を通じ、公共事業のより円滑な推進への寄与を目指す。
- (2) 相談事例等の情報共有によって困難登記の実現に寄与し、未登記案件の解消に協力する。

3 業務執行体制

- (1) 法令及び定款に沿った業務執行と事業の円滑な実施のために、会務全般につき効率的な運営を図る。
- (2) 公益法人改革へ対応するための諸施策の実施と関係規定の整備検討を行う。
- (3) 社員へ積極的な情報提供を行い、意思の疎通を図りながら合理的な組織運営を行う。
- (4) 相続登記の促進と市町村が行う所有者不明土地や空き家対策事業へ対応するため、司法書士会と連携協力して、より充実した組織活動を展開する。
- (5) 長期的見地から、協会運営の実効性確保に向けた検討を継続して行うとともに、執行部と事務局の職務分担の再整理と必要な体制整備を行う。

資金調達及び設備投資の見込み書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日)

1 資金調達の見込みについて

当期中における借入の予定はない。

2 設備投資の見込みについて

当期中における重要な設備投資(除却又は売却を含む。)の予定はない。